社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会設計等委託業務に係る指名型プロポー

ザル方式実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発注する委託業務のうち、高度な知識及び技術、独創性等が必要とされる業務について、指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）を採用することにより、当該業務に係る最適な受注業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、プロポーザル方式とは、あらかじめ指名した複数の業者に対し目的物に対する企画等の提案書の提出を求め、当該提案書の評価結果により、事業の実施に最も適切であると認められる受注業者を選定する方式をいう。

　（対象業務）

第３条　対象となる業務は、次に掲げる業務の内で、選定についてプロポーザル方式が有効であると会長が認める場合とする。

　(１)　施設建設等に関する設計・コンサルティング業務

　(２)　情報システム等の導入に関するもの

　(３)　施設等の管理又は運営に関するもの

　(４)　前３号に掲げるもののほか、プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると認める業務

（参加予定者の資格要件）

第４条　参加予定者は、本会契約事務取扱細則第45条に準じた要件を満たす者とする。

（参加予定者の選定）

第５条　プロポーザル方式を適用する事業に係る技術提案書の提出を求める業者（以下「参加予定者」という。）の選定は、本会経営改善委員会規程第２条第５号の規定により行う。

　（指名の通知及び技術提案書の依頼等）

第６条　第４条の規定により参加予定者を選定したときは、速やかに参加予定者に対し、指名通知書（様式第１号）に実施要領を添えて通知するとともに、技術提案書の提出を依頼する。

２　参加予定者は、技術提案書提出意思確認書（様式第２号）により参加の意思表示を行わなければならない。

３　前項の規定により、参加する意思表示をしたものは、実施要領により技術提案書（様式第３号）を提出するものとする。

（審査委員会の設置）

第７条　技術提案書の内容について、評価・審査を行うため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の組織は、次のとおりとする。

　(１)　委員長　本会の会長（以下「会長」という。）

　(２)　委員　経営改善委員会の委員、本会の事務局長及び対象となる業務の担当課長及び所長

３　前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める者を委員に加えることができる。

４　委員会の会議は、経営改善委員会に準ずるものとする。

（技術提案書の審査）

第８条　委員会は、技術提案書の審査を行うに当たり評価基準により審査し、受注業者を決定するものとする。

２　評価基準は、第３条に規定する業務ごとに策定するものとする。

３　委員会は、技術提案書の提出が１者であった場合においても、提案内容が適切であるか審査するものとする。

４　委員会は、技術提案書の審査に当たり、ヒアリングを実施することができる。

　（結果の通知）

第９条　会長は、受注業者を決定したときは、結果通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（仕様及び契約）

第10条　対象業務の業務仕様について、受注業者は本会の考え方を十分考慮し、内容については協議して決定するものとする。

２　対象業務の契約締結は、随意契約により契約を締結するものとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　附　則

　この要綱は、平成28年２月24日から施行する。